

序 章 研究の課題と背景

1. 研究の目的と課題

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（以下、子どもプロジェクト）は、2008年度より、総務省、文部科学省、農林水産省が推進する事業であり、小学生を対象とした農山漁村における宿泊体験活動を全国約2万2000校の小学校へ展開することを目指して実施されている。同事業は、今後、宿泊体験の受入活動を行う地域を全国に拡大していく方針となっており、その受入地域では、小学生の子どもたちの生活体験を受け入れることから、直接的な受入主体である農林漁家のみならず地域住民、行政、農業関係団体、商工関係団体等、多くの関係機関からなる受入体制の構築が進められている。また、これら受入体制整備を通じた地域ネットワークづくりの取組は、関係機関が協働する地域づくりや新たなコミュニティビジネスの起業など、地域の様々な動きに波及する可能性を有している。

農林水産政策研究所では、2008～2009年度に農村振興局と協力して、上記の子どもプロジェクトに関する行政対応特別研究を実施した⁽¹⁾。本研究の目的は、子どもプロジェクトのような学校教育を介する都市農村交流としての教育交流を契機とする農村地域コミュニティの活性化や新たなコミュニティビジネスの起業、都市と農村の交流の広がり等を対象とし、それらの活動によって得られる雇用等の労働需要創出効果や経済波及効果等の発現状況を分析し、今後の農村地域の振興に向けた推進方策に反映することにある。

従って、本研究は、子どもプロジェクトの受入地域、受入農林漁家を研究対象とし、同事業の中心に据えられている宿泊体験活動について、次の諸点を明らかにすることを課題とした。

第一は、宿泊体験活動の取組の実態把握を行い、取組にかかる課題を整理することである。この研究課題については、受入モデル地域に対するアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて現地調査を行う。

第二は、宿泊体験活動の取組の経済的効果や地域への波及効果を明らかにすることである。この課題については主として、アンケート分析から経済的効果、非経済的効果を定量的に明らかにする。

そして、第三は、宿泊体験活動による子どもへの教育的効果と受入地域における取組との関係性を明らかにすることである。この研究課題については、文部科学省が別途実施した小学校に対するアンケート調査結果との接続を行い、教育効果の高い受入方法のあり方について統計的検討を行った。

2. 本報告書の構成

先に掲げた研究課題に対応して、本報告書の構成は、次の通りとする。

第1章「教育旅行における体験活動の経緯と現状」では、宿泊体験としての実績が多く統計的な把握が可能な、体験活動を組み込む修学旅行の現況について、統計データを中心に取りまとめた。これにより、前述の第一の課題に対応した取組の実態の全体像を把握するとともに、子どもプロジェクトが推進された背景をつかむことができよう。

第2章「宿泊体験活動の実態分析」では、2009年2月に農林水産政策研究所が行ったアンケート調査「農山漁村宿泊体験活動の経済効果に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、第一の課題の後段にある宿泊体験の取組にかかる課題を整理すると共に、第二の課題に即して宿泊体験活動を行う農林漁家の実態と農山漁村における宿泊体験活動が当該地域に対して、どのような経済的・非経済的効果を及ぼしているかを、データによって定量的につかむ。

続く第3章「教育的観点からみた子ども宿泊体験活動の効果分析」では、第三の課題に対応すべく、前述の政策研アンケート調査と2009年7月に文部科学省児童生徒課生徒指導室が実施した「農山漁村での長期宿泊体験による教育効果の評価について」のデータをマッチングし、学校側における児童の事前・事後の変化に関する評価からフィードバックする形で、農山漁村のどのような取組のあり方が教育的観点から好ましいかを分析した。ここでは、農山漁村における取組を、学校側における評価を用いつつ、客観的に検証する。

最後に、第4章「研究成果のとりまとめと今後の課題・展望」では、行政対応特別研究として実施した2カ年度にわたる研究をとりまとめ、そこでの到達点を示した上で、残された研究課題について触れる⁽²⁾。

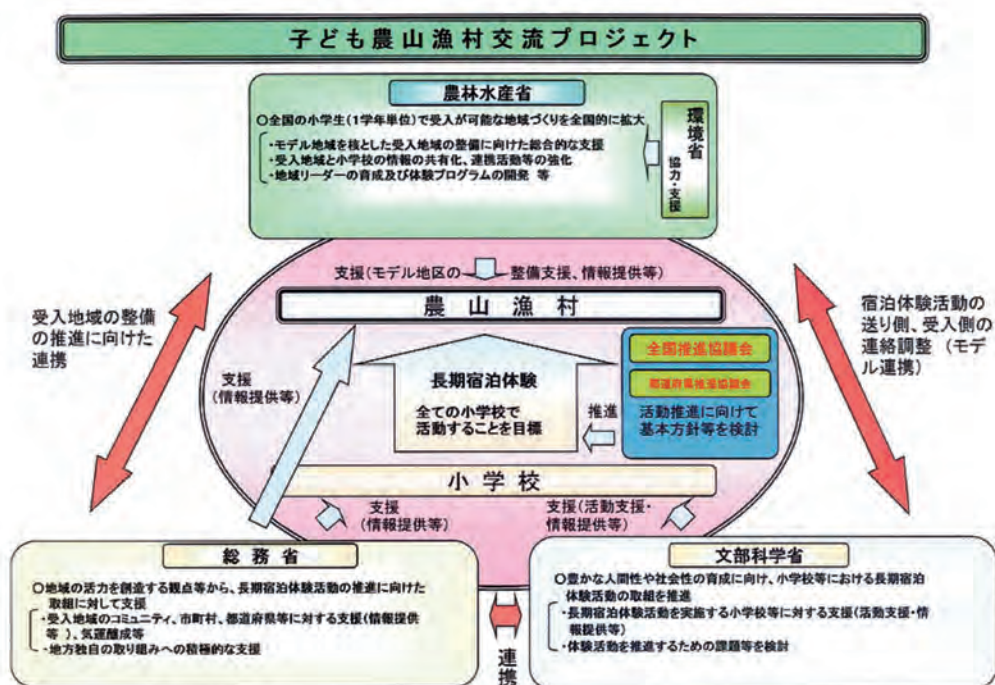
3. 「子ども農山漁村交流プロジェクトに関する事業」の概要

(1) 事業成立の経緯

まず、本論に先立って、子どもプロジェクトの事業成立の経緯を簡単に紹介したい。子どもプロジェクトは、2007年6月に、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省等の副大臣で構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」⁽³⁾が行った政策提言「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進に向けた府省連携の今後の対応方向について」（以下、「今後の対応方向」）に基づいて、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携する事業として成立した（参考資料1）。

この「今後の対応方向」では、今後、各省庁が連携して取り組んでいくべき政策として、①子ども達が農山漁村に宿泊して行う体験活動の一層の推進、②農家民宿のおかあさん百選（仮称）の実施、③農山漁村での空き家の活用の促進、④農山漁村での廃校活用の一層の推進、⑤商店街組織と農山漁村との連携による交流モデルの構築・普及、⑥地域の農林水産品等の地域資源を活用した中小企業の事業展開に対する支援、⑦農山漁村における医療関係情報の提供等の推進、⑧都市と農山漁村との共生・対流等に資するICT（情報通信技術）を活用した先進的モデルの構築（ユビキタス・コミュニティ構想）、⑨生物多様性

等の観点から重要な里地里山地域の保全再生の推進、⑩農山漁村の地域資源を活用した国際グリーン・ツーリズムの着実な推進、⑪頑張る地方応援プログラム、の11項目が掲げられ、子どもプロジェクトは、これらの中でも最優先項目に挙げられた。また、その目的は「教育再生と同時に地域コミュニティの活性化を図る観点から、学校教育における農山漁村の宿泊体験活動を全国の小学校に展開していく」ことにあり、徐々に広がりを見せている「子どもたちが農山漁村に宿泊して行う体験活動」の「全国的な拡大を図る」ために提言されたものであった。



(2)事業内容

子どもプロジェクトの具体的な事業内容は、農林漁家が営む民宿⁽⁴⁾あるいは民泊⁽⁵⁾に1泊以上の宿泊を行い、参加者である小学生に農山漁村体験をさせることである。このことについては、子どもプロジェクト事業の実施要綱中の受入モデル地域選定基準に「農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上宿泊し、農林漁家の生活を体験することが小学校一つの学年規模で実施可能（地域内のローテーションによる対応等について小学校と調整可）であること」と記載されていることからわかる。農林漁家への宿泊は、必須要件ではないにしても、実態上、旅館業法上に位置づけられた民宿を中心に、同法に規定のない民泊を含む形で選定基準が策定されている。

もちろん、「民宿・民泊に1泊以上宿泊」とする規定に見られるように、活用すべき宿泊施設としては、それ以外のホテル・旅館等も視野に入れられている。従って、子どもプロジェクトが想定する宿泊施設は、制度的な観点で見ると、非常に多岐にわたっており、事業の効果などを考えるにあたっては、多様な宿泊形態が混在している事実を十分踏まえなくてはならない。

(3)関連事業・制度の仕組み

ここで、子どもプロジェクトの関連事業のうち、最も直接的に関わる二つの支援スキームについて、紹介しておきたい。一つは、農林水産省が担当する子どもの受入体制を整備する支援策であり、二つ目は、文部科学省が担当する子どもの送り出し側の体制整備に関する支援策である。

1)農山漁村側の受入体制を整備する支援策(農林水産省)

子どもプロジェクトの事業趣旨をみると、「子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として高い効果がある」農山漁村の体験活動を、「全国の小学校で展開されるよう（中略）、農山漁村地域での受入体制の整備を図り（中略）、受入地域と小学校との間の連携活動」を強化することとされており、そのために農山漁村における「多様なリーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発など」の推進が掲げられている（参考資料5）。

具体的な細目事業は、①受入れの核となる受入モデル地域の整備などを内容とする「受入モデル地域体制整備事業」、②受入地域と小学校等の連携活動および安全管理対策の強化などを内容とする「連携活動等強化事業」、③多様な地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムの開発、受入計画の作成支援などを内容とする「地域リーダーの育成及び受け入れ体制促進事業」、④農山漁村の宿泊体験と連携した周年で農業体験を行うモデル構築などを内容とする「農業体験活動周年化モデル構築事業」を四つの柱としている。

第序-1表 子どもプロジェクト受入モデルの選定地域数

(単位:地域)

区分	2008年度	2009年度	2010年度	3カ年度累計
先導型地域	14	2	3	19
体制整備型地域	39	35	24	96
北海道	2	1	2	5
東北	11	10	8	28
関東・東山	8	4	1	13
北陸	7	4	3	14
東海	3	2	1	6
近畿	5	4	4	12
中国	4	2	1	7
四国	3	3	2	8
九州・沖縄	10	7	5	22
合計	53	37	27	115

資料:農林水産省調べ。

- 注. 1) 先導型地域:農林漁家や農林漁家民宿の受入可能戸数, 受入実績等から, 既に体制が十分に整備され, 受入地域を全国的に拡大していく上で先導的役割を担うことが可能と認められる地域。
 2) 体制整備型地域:農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上して1学年単位の小学生が行う1週間程度の長期宿泊体験活動の受入が可能な地域で, 受入体制整備の核となることが見込まれる地域。
 3) 2010年度先導型地域のモデル地区のうち, 2地区は体制整備型地域からの移行のため, 各年度の値を単純に足した数値と3カ年累計は一致しない。

事業の実施主体は、公募による受入地域協議会、農業法人、NPO法人等の民間団体となっているが、実態としてはほぼすべてが協議会の形を取っており、その協議会の構成メンバーとして、市町村や地域の観光協会、JA等を中心に、農業法人、NPO法人などが参画しているケースも散見される。

2008年度の予算額は、既存事業の「広域連携共生・対流等対策交付金」制度を拡充して、53地域のモデル的な受入地域を対象にしており、2009年度には「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」として独立したソフト事業が準備され、さらに支援措置が拡充された。しかし、2009年11月の行政刷新会議における事業仕分けの結果、2010年度予算については、2009年度予算比で約4割減とされた。

第序-1表には、事業実績として受入モデルの選定地域数の推移を示している。2008、2009年度の累計では、先導型⁽⁶⁾が19地域、体制整備型⁽⁷⁾が96地域の計115地域における協議会等が参画していることがわかる⁽⁸⁾。これを地域別にみると、最も多い東北（28地域）、九州（22地域）に続いて北陸（14地域）が多くなっており、これらに次いで、大都市圏を抱える関東・東山（13地域）、近畿（12地域）の順となっている。年度別には初年度の53地区が最多であり、年度を追うごとに採択数は少なくなっているが、特に、2010年度については、既述の事業仕分けによる文部科学省側の予算措置の減額が影響しているものと考えられる。

2) 子どもの送り出し側の体制整備に関する支援策(文部科学省)

一方、文部科学省側の送り出し側の体制整備に関する支援策は、1999年度より実施された「子ども長期自然体験村事業」の流れを汲み、2002年度より実施された「豊かな体験活動推進事業」の一部を2008年度に拡充する形で、初等中等教育等振興費としての予算措置が図られたものである。「子ども長期自然体験村事業」は夏休み期間を利用して、農山漁村の青少年教育施設、ユースホステル、農林漁家に2週間程度宿泊しながら自然体験や農業体験、生活体験を行う事業であり、農林漁家宿泊を推進した部分では、農林水産省との連携を行っていた。

一方、「豊かな体験活動推進事業」は、「豊かな人間性や社会性を育む」ことを目的としており、「他校のモデルとなる体験活動に取り組む」ことで、「小・中・高等学校等における豊かな体験活動の円滑な展開を推進する」ために実施された(参考資料7)。また、同事業のPR資料の中では、「小・中学生には感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動」を重視することとされており、「農山漁村での生活体験活動や自然の中での宿泊体験活動など、宿泊体験活動のプログラムについて調査研究を実施し、豊かな心の育成に向け、体験活動の推進に総合的に取り組む」ことが掲げられている。

「豊かな体験活動推進事業」を中心として体験学習が推進されてきた背景としては、1998年の学習指導要領の改訂で示された「ゆとり教育」の目玉政策としての「総合的な学習の時間(以下、総合学習)」の存在が大きい⁽⁹⁾。「ゆとり教育」の考え方は、それまでの知識詰め込み型の行き過ぎた系統主義的教育観⁽¹⁰⁾への反省から生まれたものであり、その中で体験学習が重視された背景としては、高度情報化や都市化、少子化などが進む社会の変化に伴って、子どもの社会性が不足し、生命を尊重する精神や基本的な倫理観が十分に育成されにくい状況が指摘されていた。それゆえ、全国の学校で実施された「総合学習」では、自然体験や農林漁業等を題材とした学習が盛んに取り込まれ、「豊かな体験活動推進事業」も学校外における課外体験を推進する具体的施策として重視されたのである。だが、その後、「ゆとり教育」の方向性自体は、2000年12月の教育改革国民会議報告が提出された時点で実質的に終止符が打たれたという見方がある⁽¹¹⁾、次の学習指導要領改訂である2008年度改訂では、系統主義的な教育観が復権する中で、「総合学習」の時間数は削減されていくことになる。

ところが、佐藤[8]第1章の整理によれば、「ゆとり教育」を否定した教育改革国民会議報告をみると、「少子化・核家族時代における自我形成、社会性育成のために、体験活動を通じた教育が必要」との基本方向の中には、体験学習の必要性がはっきり謳われ、またその手段としては、子どもの自然体験、職場体験、芸術文化体験などの体験学習の充実などが提言されている。このことから、農山漁村等における校外体験学習は、「ゆとり教育」が一定の軌道修正を余儀なくされた後であっても、引き続き一貫して政策当局にその重要性が強く認識されていたといえる。さらに、これらの流れを受けた2001年1月の「二十一世紀教育新生プラン」では、体験学習の充実化に向けた7つの戦略の一つとして、「奉仕活動・体験活動の充実」が提言されるに至った。2001年には学校教育法が改正され、学

第序-2表 「豊かな体験活動推進事業」の指定校数の推移

(単位:校)

区分	2003年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009
自然の中での長期宿泊体験推進校(小計)	0	88	88	198	467	461	306
(旧)長期宿泊体験活動推進校	—	88	88	198	—	—	—
仲間と学ぶ宿泊体験教室	—	—	—	—	467	283	—
農山漁村におけるふるさと生活体験推進校	—	—	—	—	—	178	306
体験活動推進地域・推進校	708	622	622	479	468	—	—
命の大切さを学ばせる体験活動推進校	—	—	144	146	136	—	—
地域間交流推進校	97	96	75	100	100	—	—
児童生徒の輝く心育成事業指定校	—	—	—	—	—	147	27
高校生の社会奉仕体験活動推進校	—	—	—	—	—	20	16
合計	805	806	929	923	1,171	628	349

資料:文部科学省資料より作成。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(担当局:生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局)

(前年度予算額 14,261 百万円)
22年度予算額 13,093 百万円

事業の内容 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育てるためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。 このため、地域の実情に応じ自治体が選択し自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組を支援し、社会全体の教育力の向上を図る。 【補助事業:補助率1/3】	スクールカウンセラー等活用事業 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」や児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。 【箇所数】 スクールカウンセラーの配置 小学校3,650校→10,000校、中学校10,028校 等
学校支援地域本部事業 地域住民がボランティアとして、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」を設置し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援する。 【箇所数】 1,620箇所 ※その他、委託事業で2,225箇所実施	スクールソーシャルワーカー活用事業 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。 【箇所数】 66箇所 1,056人
放課後子ども教室推進事業 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を支援する。 【箇所数】 9,978箇所	スクールヘルスリーダー派遣事業（新規） 経験の浅い養護教諭の1人配属校や未配属校に退職養護教諭を派遣し、児童生徒の多様化する現代的な健康課題に対する指導助言を行うなどの取組を支援する。 【箇所数】 スクールヘルスリーダーの配置 2,400校
家庭教育支援基盤形成事業 身近な地域において、すべての親に対する家庭教育支援の体制が整うよう、子育てサポーターリーダーの養成や民生委員等の地域の人材を活用した家庭教育支援チームを組織するなど、持続可能な仕組みをつくり、学校等との連携を図りつつ、多くの親が集まる機会での学習機会の提供や相談対応等を行う取組を支援する。 【箇所数】 900地域	帰国・外国人児童生徒受入促進事業（新規） 初期指導教室（プレクラス）の実施、外国語が使ええる支援員の配置、就学支援員の活用等による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を行う。 【箇所数】 60地域
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業 警察官OBなど防犯の専門家をスクールガード・リーダーとして配置し、子どもの登下校時等の安全確保を行うスクールガード（学校安全ボランティア）との連携や指導及びスクールガードの参加促進などの取組を支援する。 【箇所数】 スクールガード・リーダーの配置 4,500人（小学校5校に1人） 等	豊かな体験活動推進事業（新規） 児童の豊かな人間性や社会性を育むために小学校で3泊4日以上の自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。 【箇所数】 活動実施 350校
	専門的な職業系人材の育成推進事業（新規） 社会や地域のニーズに応じて、スペシャリスト育成のための先進的な取組を行う専門高校や、専門高校と地域産業界が連携して、地域産業を担う専門的職業人を育成する地域を支援する。 【箇所数】 32校、33地域

第序-2図 学校・家庭・地域の連携協力推進事業の概要

資料:文部科学省資料。

校が社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動の充実に努めることが規定されたほか、2002年度には、学校における体験活動のより一層の推進を図る目的で、この「豊かな体験活動推進事業」が開始されたのである。

「豊かな体験活動推進事業」では、2002年度よりモデル校を指定し、ブロック交流会の開催や事例集の作成を通じて、その成果を全国に普及してきており、2007年度までは、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」（旧事業名は長期宿泊体験活動）をはじめ、「体験活動推進地域・推進校」、「命の大切さを学ばせる体験活動推進校」、「地域間交流推進校」、の4事業を主要内容とし、計1,171校が指定されていた（第序-2表）。

2008年度からは、総務省、文部科学省、農林水産省連携の子どもプロジェクトが導入さ

れたことを契機に、指定校の分類および校数が大幅に見直され、特に「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」が拡充された。具体的には、2008年度における、全体の指定校数628校のうちの178校、2009年度349校のうちの306校が子どもプロジェクトと直結する「農山漁村におけるふるさと生活体験推進校」に指定されている。このように、2008年以降、「豊かな体験活動推進事業」は、子どもプロジェクトに大きくシフトしている。なお、2008年度の子どもプロジェクト開始当初から、文部科学省側においても、同事業における体験内容について「一定期間の農山漁村での民泊（農林漁家でのホーム・ステイもしくは農林漁家の住民による民宿での宿泊等）を伴う体験活動を推進する」こととしており、「少なくとも1泊以上は農山漁村での民泊を取り入れること」が当時の文書に明記されていた⁽¹²⁾。

その後、2010年度からは、前述したように、2009年11月に行われた行政刷新会議（事業仕分け）の結果を踏まえ、教育振興目的としての「豊かな体験活動推進事業」（約10億円）が単独事業としては廃止となり、生涯学習振興の一環である「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の一事業メニューとして新たに統合補助金化された（補助率は3分の1に縮小、参考資料9参照）。文部科学省は、統合補助金化されたこの事業によって、「豊かな体験活動推進事業」を引き継ぎ、6地域330校で推進する目標を掲げているものの（第序-2図）、2010年度からは、地方自治体側が新たに事業費の3分の2を負担することとなったため、同事業に参画する小学校数の減少が懸念されている。

4. 子どもプロジェクトの目的と位置づけ

子どもプロジェクト関連事業の目的としては、大きく分けて、次の二つの側面が存在している。一つは、農林水産省サイドにおける都市農村交流を通じた地域振興策としての側面であり、対応するもう一つの目的は、文部科学省側が重視する子どもにとっての教育的側面である。

前者は、体験活動を通じて児童を受け入れる農山漁村地域の振興である。個々の農林漁家まで子どもが入り込むことになるため、①地域の農林漁業者に対して料金収入を中心とした経済的な波及効果が発揮されるほか、②農林漁家を中心とした受入地域の住民に明るさや活力がもたらされ、同時に、③宿泊体験を通じて子どもの教育に関与することが、農林漁家の農林漁業生産以外の側面における「社会貢献欲」を満たしているという面もある。高齢化や農林漁業の担い手不足が深刻な地域では、子どもプロジェクトが多くの農林漁家を元気づけており、そのことによる経済・非経済両面の地域活性化効果が大きいと期待されている。

農山漁村における宿泊体験の取組は、現時点で、それに関わる被体験者としての児童に感動や社会経験を与え、受入農家などの関係者には直接的・間接的な波及効果を与えている。加えて、長期的に将来を見通すと、そこで体験した子ども達が成人になったとき、農山漁村の価値を認める者、すなわち生涯にわたる“農村のサポーター”になってもらえるのではないかという期待感の存在がこの取組から読み取れる。宿泊体験活動を受け入れる

地域の長期的展望に基づいた戦略を考える上で、こうした次世代への影響力を重視する視点は重要である。

一方、送り出す学校、すなわち教育側にとって重要なのは、後者の子どもたちに及ぼす教育的効果を期待する観点である。教育サイドとしては、農山漁村への宿泊体験を通じて、子ども達に、①学ぶ意欲や自立心の向上、②食の大切さの認識、③思いやりの心や豊かな人間性の醸成、④社会規範や生活技術を身に付けることなど、学習・生活規律面での効果を期待している。さらに、子どもの成長という観点では、体験活動を経験することによって、子ども自身が生きる力を体得し、たくましい精神的成長を遂げることが、究極的に期待されているといってもよい。2010年度の「豊かな体験活動推進事業」のPR資料には、児童をめぐる教育課題として、「児童の豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことで、命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等が極めて重要」との記述があり、そのために「小学校において実施する体験活動のうち、3泊4日以上の日数での自然の中での集団宿泊活動を支援する」ことが明記されているのである。

このように、子どもプロジェクトの事業目的は二つの側面を持っている。われわれ農林水産政策研究所が実施する研究は、あくまで農林水産政策の観点からのアプローチとなるが、子どもプロジェクトの課題や効果を考える際には、上記の二つの側面からのアプローチが存在することを常に念頭に置くことは重要である。

注

- (1) 本研究は、当初予定されていたとおり、実質的に2カ年の研究期間で実施された行政対応特別研究である。課題名としては、それぞれ単年度の「小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動に係る課題の整理・分析」（2008年度）および「教育交流による農村地域の振興への波及効果分析」（2009年度）として実施された。なお、課題名について若干説明を加えると、2008年度は子どもプロジェクトとして取り組まれた小学生の農山漁村宿泊体験活動にかかる研究として計画されたのに対して、2009年度は、対象を小学生に限定せず、学校教育を介した都市農村交流全般に広げたことから、「教育交流」による農村振興を課題とした。なお、これらの行政対応特別研究は、2007年度に実施された所内プロジェクト研究「都市と農山漁村の共生・対流による農山漁村・国民経済への波及効果」の後継課題として進められた。この「『共生・対流』プロジェクト研究」の主要な研究成果としては、鈴木〔11〕、鈴木〔12〕、中村〔16〕などがある。
- (2) 農林水産政策研究所では、プロジェクト研究「効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築」（2009～2011年度）を実施中であり、そのプロジェクト研究の中で、教育交流に関する課題を引き続き実施することとしている。
- (3) 「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」は、2002年9月に設置された副大臣会議であり、都市と農山漁村の共生・対流の推進するために設けられた。構成メンバーは、内閣官房副長官、総務副大臣、文部科学副大臣、厚生労働副大臣、農林水産副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣、環境副大臣となっている。
- (4) 旅館業法上の旅館営業または簡易宿所営業の許可を得て、有償で不特定多数の者を宿泊させている農林漁家。
- (5) 旅館業法に基づかず教育旅行の生活体験を受け入れている農林漁家。

- (6) 先導型地域とは、子どもプロジェクトのモデル選定地区のうち、農林漁家や農林漁家民宿の受入可能戸数、受入実績等から、既に体制が十分に整備され、受入地域を全国的に拡大していく上で先導的役割を担うことが可能と認められる地域。
- (7) 体制整備型地域とは、子どもプロジェクトのモデル選定地区のうち、農林漁家や農林漁家民宿に1泊以上して1学年単位の小学生が行う宿泊体験活動の受入が可能な地域で、受入体制整備の核となることが見込まれる地域。
- (9) 「総合的な学習の時間」は、各学校が「地域や学校、児童（生徒）の実態などに応じて、横断的・総合的な学習や児童（生徒）の興味・関心などにもとづく学習など創意工夫を活かした学習活動を行う」ものとして導入され、小学校3年生から高校生を対象に、各学年で週2～3単位時間の範囲で実施することとされた。具体的な学習活動内容としては、自然体験や社会体験、ものづくりや生産活動などが示されており、結果として、全国の学校において農林漁業を題材とする学習活動が盛んに取り組まれた。
- (10) 系統主義的な教育観とは、「読み・書き・計算」を中心とした教育内容を重視する立場であり、経験主義的な教育観と対比されて用いられることが多い。一方の経験主義的な教育観とは、「見る・聞く・話す」を中心とした教育内容を重視する立場とされている（佐藤〔8〕）。
- (11) 梶田〔3〕によれば、文部科学省の『ゆとり教育』政策の流れは、2000年12月の教育改革国民会議報告によって実質的な終止符が打たれた。
- (12) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課発出事務文書『『農山漁村におけるふるさと生活体験推進校』について』（2008年2月1日）による。